

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）サンフレンズ善福寺利用契約書

様（以下、「利用者」といいます。）と事業者である社会福祉法人サンフレンズ（以下、「サンフレンズ」といいます。）は、サンフレンズが運営する事業所である特別養護老人ホームサンフレンズ善福寺（以下、「事業所」といいます。）が利用者に対して提供する介護老人福祉施設サービス（以下、「施設サービス」といいます。）について、以下のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 サンフレンズは、利用者に対し、介護保険法等関係法令の定めるところにより、居宅における生活への復帰をめざし、入浴、排泄、食事等の介護、相談、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等の施設サービスを提供し、利用者は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、_____年 月 日から、第9条の規定により契約が解除または終了されるまでとします。

（施設サービスの内容）

第3条 事業所は、利用者に対し、その生命・身体・財産の安全に努め、第4条に定める施設サービス計画に沿って、別に発行する『介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）サンフレンズ善福寺重要事項説明書』（以下、「重要事項説明書」といいます。）に記載する施設サービスを提供します。

2 事業所は、第4条に定める施設サービス計画が作成・変更されるまでの間は、利用者に対し、利用者の有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、適切な施設サービスを提供します。

3 事業所は、利用者に事故または心身の状態に著しい変化が見られたときは、医師や利用者の家族等にすみやかに連絡するとともに、その状況に応じ適切に対応します。

（施設サービス計画）

第4条 事業所の計画担当介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」といいます。）は、利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向に沿って、施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

2 介護支援専門員は、前項により施設サービス計画を作成するときは、利用者及び利用者

の後見人、利用者の家族、利用者の身元引受人（この契約において「利用者の家族等」といいます。）等の関係者から利用者の有する能力や生活してきた環境についてよく聴き、利用者が人間的で自立した日常生活を送ることができるようにします。

- 3 利用者及び利用者の家族等は、事業所に対し、いつでも施設サービス計画の変更を申し出ることができます。この場合、介護支援専門員は、すみやかに利用者の心身の状態等を把握し、必要なときは施設サービス計画を変更します。
- 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状態に著しい変化がみられたときは、施設サービス計画を変更します。
- 5 介護支援専門員が、施設サービス計画を作成・変更するときは、利用者の家族等の立会いの上、計画案を利用者に対して説明し、同意を得ることとします。

（要介護認定の申請に係る援助）

- 第5条 事業所は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に伝えるよう利用者を援助します。
- 2 事業所は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行ないます。

（施設サービス記録）

- 第6条 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供に関する記録（以下、「施設サービス記録」といいます。）を整備し、契約の解除・終了後2年間保存します。
- 2 利用者は、事業所に対し、本人の施設サービス記録の閲覧を求めることができます。この場合、事業所は、施設サービス記録の閲覧に応じます。
 - 3 利用者は、事業所に対し、本人の施設サービス記録の写しの交付を求めることができます。この場合、事業所は、施設サービス記録の写しを利用者に交付します。
 - 4 施設サービス記録の閲覧は無料とし、写しの交付に要する実費相当額は、利用者が負担します。

（利用者の行動制限）

- 第7条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ないときを除き、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- 2 事業所が、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限するときは、利用者の行動を制限する根拠、内容、見込まれる期間について、利用者に対し事前に説明し、同意を得るとともに、利用者の家族等に対し、すみやかに利用者の行動を制限する根拠、内容、見込まれる期間について説明します。
 - 3 事業所が、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限したときは、第6条第1項に定める施設サービス記録に次の各号に掲げる事項を記載します。
 - （1） 利用者の行動を制限することを決定した者の氏名、行動を制限する根拠、内容、見込まれる期間および行動を制限した期間
 - （2） 前項に基づき、事業所が利用者及び利用者の家族等に対して説明した時期及び内

容、その際の利用者及び利用者の家族等の意見・要望等の概要

(利用料金)

第8条 利用者は、施設サービスの対価として、契約書【別紙】及び重要事項説明書に記載する料金の合計額を、利用料として月単位で事業所に支払います。

2 事業所は、1か月ごとの利用料請求書に明細書を添付して、翌月20日過ぎに利用者へ送付します。

3 利用者は、当月の利用料を、翌月末日までに、契約時に事業所と利用者の双方が合意した方法で事業所に支払います。

(利用料金の変更)

第9条 事業所は、利用者に対して、介護保険の給付に関する制度の変更があったときまたは提供する施設サービスの内容を変更しようとするときは、1か月以上前に文書により利用料金の変更を申し入れることができます。

2 利用者が利用料金の変更を承諾するときは、この契約は継続します。この場合、事業所は、利用者に対し、変更後の利用料金を記載した重要事項説明書により、説明をします。

3 利用者は、利用料金の変更を承諾しない場合、第10条第1項により、この契約を解除することができます。

(契約の解除・終了)

第10条 利用者は、文書でサンフレンズに対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合、申し入れた時に契約解除となります。

2 サンフレンズは、利用者が正当な理由なく利用料金の支払いを1か月以上遅延し、事業所の催告にもかかわらず15日以内にその支払いがないとき、この契約を解除することができます。この場合、サンフレンズは、利用者に対して30日以上前に文書で予告することとします。

3 サンフレンズは、次の各号のいずれかに該当した場合、この契約を解除することができます。

この場合、サンフレンズは、利用者に対して30日以上前に文書で予告することとします。

(1) 利用者が、明らかに3か月以内に退院できる見込みがないとき、または入院後3か月を経過しても退院できないとき。

(2) 利用者または利用者の家族等による、事業所や事業所の職員等または他の利用者に対する、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為があったとき。

(3) 利用者が自傷行為等を繰り返し、事業所において、十分な介護をつくしてもこれを防止できないとき。

(4) 利用者の行動が、他の利用者及び事業所の職員等の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業所において十分な介護をつくしてもこれを防止できないとき。

4 サンフレンズは、やむを得ない事情により、施設を閉鎖または施設サービスを廃止もし

くは縮小するとき、この契約を解除することができます。

- 5 利用者が、要介護認定の更新で「非該当（自立）」または「要支援」と認定されたときは、要介護認定の有効期間満了日をもってこの契約は終了します。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者とサンフレンズとが、この契約を更改したとき。
 - (2) 利用者が、事業所以外の介護保険事業者または入所事業者に入所したとき。
 - (3) 利用者が、介護保険の被保険者資格を喪失したとき。
 - (4) 利用者が、死亡したとき。

(退所)

- 第11条 利用者は、第10条により契約を解除または終了したときは、ただちに事業所を退所します。
- 2 事業所は、利用者が事業所を退所するときは、利用者の家族等、居宅介護支援事業者、福祉・医療サービス機関等と連携し、退所後の利用者の生活に支障がないよう、必要な援助を行います。この場合、利用者が事業所を退所後、居宅において日常生活を営むときは、事業所が退所計画を作成します。

(再入所の受け入れ)

- 第12条 第10条第3項第1号によりこの契約の解除があった場合において、おおむね3か月以内に退院し、利用者が事業所に再入所を希望するときは、事業所は、やむを得ない事情があるときを除き、再入所を受け入れます。

(身元引受人)

- 第13条 事業所が利用者に対し、身元引受人を求めたときは、利用者はすみやかに身元引受人を定めます。ただし、事業所が身元引受人を定めることができない相当の理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- 2 前項に定める身元引受人は、次の各号を順守します。
 - (1) 利用者が疾病等により入院する場合、手続きを円滑にすすめることができるよう、事業所に協力すること。
 - (2) 契約を終了しようとするときは、事業所と連携して利用者の心身の状態に合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
 - (3) 利用者が死亡した場合、遺体の引き受け、遺留金品の受領、事業所に対する未納金の支払い等事業所の求めに応じること。

(苦情の申し立て等)

- 第14条 利用者及び利用者の家族等は、事業所が提供する施設サービス等に関して、いつでも意見・要望・苦情受付窓口で苦情の申し立てまたは要望の申し入れができます。この場合、事業所はすみやかに事実関係を調査し、その結果及び改善の必要性の有無、並びに

改善の必要があるときはその改善の方法について、利用者及び利用者の家族等に報告します。

- 2 事業所は、利用者または利用者の家族等の意向を受けた民間または自治体オンブズパーソンから調査の申し入れがあった場合は、事情聴取を受けるとともに、必要な資料の提供等の協力をします。
- 3 事業所は、利用者及び利用者の家族等からの苦情またはオンブズパーソンによる調査の申し入れ等がなされたことをもって、利用者及び利用者の家族等に対し、いかなる差別もしません。

（個人情報保護）

第15条 事業所は、個人情報の適正な取り扱いに関して、「個人情報の保護に関する法律」、その他の関連法令等ならびにサンフレンズが定める「個人情報保護規程」を遵守します。

- 2 事業所は、収集・保有する利用者及び利用者の家族の個人情報の利用目的を明確にし、原則として文書で利用者本人の同意を得た上、その目的を達成する範囲で、適正に個人情報を収集、利用者及び第三者へ提供します。
- 3 事業所の職員は、正当な理由がない限り、施設サービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者の家族の個人情報を第三者に漏らしません。その職を退いた後も同様とします。
- 4 事業所は、事業所の職員等が、施設サービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者の家族の個人情報を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

（損害賠償）

第16条 サンフレンズは、施設サービスの提供にあたって、事業所または事業所の職員が、故意または過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えたときは、利用者に対して、その損害を賠償します。

- 2 利用者は、故意または重大な過失により、他の利用者並びに事業所及び事業所の職員の生命・身体・財産に損害を与えたときは、他の利用者並びに事業所及び事業所の職員に対して、その損害を賠償します。

（裁判管轄）

第17条 利用者及びサンフレンズは、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

（契約に定めのない事項）

第18条 利用者及びサンフレンズは、信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところにより、サンフレンズと利用者の双方が誠意を持って協議します。

この契約を証するため、利用者とサンフレンズは、署名、押印した契約書を2通作成し、利用者とサンフレンズが1通ずつ保有します。

【契約年月日】

年 月 日

【契約者】

(事業者) 事業者名 社会福祉法人サンフレンズ
所在地 東京都杉並区松ノ木三丁目16番12号
代表者 理事長 安藤雄太 印

この契約に定める担当事業所

事業所名 特別養護老人ホーム サンフレンズ善福寺
(指定事業者番号：1371504976)
所在地 東京都杉並区善福寺3丁目27番地11号
責任者 施設長 櫻庭一世

(利用者) 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印

利用者との続柄・関係